

令和7年10月2日（木）
宮崎県情緒障がい教育研究部会

多様な教育的ニーズのある子供への指導・支援の充実

I. 多様な教育的ニーズのある子供たち

II. 自立活動の指導

III. 二次的な障害の予防・低減のための支援



総括研究員 井上 秀和

特別支援教育の対象となる子供たち

該当する項目の欄に○印をつけてください。

項目	ご自身	担任	参考
①発達障害等の障害のある子供			
②日本語指導が必要な子供			
③不登校の状態にある子供			
④特定分野に特異な才能のある子供			
⑤経済的貧困のある家庭の子供			
⑥社会的養護の対象である子供			
⑦ヤングケアラーである子供			

3

関連する研究

○基幹研究（発達・情緒班）：令和元年～2年度

社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に関する研究
～二次的な障害の予防・低減に向けた通級による指導等の在り方に焦点を当てて～

○重点課題研究（教科指導）：令和3年～4年度

通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究

○重点課題研究（学びの場）：令和5年～7年度

多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究
～通常の学級に在籍する子供の指導・支援に焦点を当てて～

○障害種別（発達・情緒班）：令和3年～7年度

発達障害の特性や教育的ニーズに応じた個別的な指導・支援の在り方に関する研究

○科学研究費補助金基盤研究C

- ・高等学校における特別支援教育推進のための施策展開に関する研究
(令和3～6年度)
- ・高等学校における個別的なニーズのある生徒への「支援実践モデル」の提案
(令和6～8年度)

I. 多様な教育的ニーズのある子供たち

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査

通常の学級担任等が「学習面又は行動面で著しい困難を示す」と判断した児童生徒数の割合

平成14年調査（**6.3%**）

平成24年調査（**6.5%**）

令和4年調査（**6.5%**）、高等学校（**6.5%**）

※「学習面での著しい困難」

「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す

※「行動面で著しい困難」

「不注意」「多動性－衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す

5

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（文部科学省、2023）

2. 特別支援教育に関する校内支援体制の充実

(校内委員会の機能強化)

<具体的な方向性>

校内委員会は、調査結果（文部科学省、2022）を踏まえ、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒を幅広く支援の対象とともに、当該児童生徒がどの程度の支援を必要としているのかを把握し、通常の学級の中でできうる方策を検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討していくことを求める。

7

通常の学級に在籍する個別的な指導・支援が必要な生徒

- 全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする子供が在籍している可能性がある。（文部科学省、2022）
- 小・中・高等学校においては、特別支援学校への就学相当である学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する一部の子供が、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら通常の学級等で学んでいる実態がある。
- 特別支援教育を受ける子供が増加する中、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける子供が増加している。
- 高等学校の教員は、通級による指導が導入される前から、個別的な配慮や支援が必要な生徒に対して、授業中、放課後等を活用して個別的な指導や支援、教育相談を行ってきた。

6

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議

特別支援教育は、これまで障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応して、全ての子供たちの可能性を引き出し、持てる力を最大限度まで高めるための個別最適な学びと、協働的な学びが実現されるよう、個に応じたきめ細かな学習の工夫を実施してきた。こうした特別支援教育の考え方は、特別支援教育分野の専門性向上や進展のみならず、また、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与するものである。

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議、2022

8

特別支援学級の教育課程

【学校教育法施行規則 第百三十八条】

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

※ 平成25年10月4日 文部科学省 初等中等教育局長通知
(25文科初第756号) より

- ・言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
- ・通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者
- ・障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行う
- ・通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断する

11

通級による指導の教育課程

【学校教育法施行規則第百四十条】

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるもの（※）を教育する場合 には、文部科学大臣が別に定めるところにより、…第八十三条及び第八十四条 並びに第百七条 …の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

II. 自立活動の指導

自立活動の指導

- ・自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした、特別支援学校学習指導要領に示されている指導領域で、学校の教育活動全体を通じて行う。
- ・児童生徒の障害の状態や発達の段階等によっては、必要に応じて特設の自立活動の時間を設ける(自立活動の時間における指導)。

特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（2018）

自立活動の指導

- ・自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標(ねらい)や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画を作成
- ・指導目標を達成する上で効果的である場合には、集団を構成して指導することも考えられるが、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に留意が必要

特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（2018）

自立活動の目標

目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

※小学部・中学部学習指導要領（第7章第1）

平成29年4月告示

※高等部学習指導要領（第6章第1款）

平成31年2月告示

特別支援学校学習指導要領（自立活動関連）

※特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編
(幼稚部・小学部・中学部)

※目標と内容（6区分27項目）について、個々の生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて、実態把握をもとに、指導目標を設定

※目標と内容全てを取り扱うのではなく、個々の生徒に応じたオーダーメイドの指導

※特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。

⇒ 単に学習の遅れを取り戻すための指導ではない。

※2 学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）

- 特別の教育課程の内容として、「障害に応じた特別の指導」（「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」）を通常の教育課程に加え、又はその一部に替えることができることを規定



- 特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である「自立活動」に相当する指導

17

自立活動の内容

6区分27項目

- ・健康の保持
- ・心理的な安定
- ・人間関係の形成
- ・環境の把握
- ・身体の動き
- ・コミュニケーション

＜留意点＞

- ・すべてを指導すべきものとしていない
- ・児童生徒の実態に応じて必要な項目を選択し、項目を相互に関連づけて指導内容を決定

個々の生徒への指導・支援に求められること

■障害や自己理解にすること

障害認識、自己理解、特性理解（得意・苦手なこと）、リフレーミング、自己評価と他者評価など

■ライフスキルにすること

挨拶、整理整頓、身辺自立、時間の概念、健康管理、金銭管理、電話応対、メモの取り方、スケジュール管理、余暇活動など

■ソーシャルスキルにすること

対人関係スキル、ストレスコーピング、状況判断、問題解決能力、援助要請の仕方など

■学習スキルにすること

認知特性に応じた学習方法の習得、知識や情報の補充、認知機能強化、手先の巧緻性など

19

個々の生徒への指導・支援に求められること

■落ち着ける環境を保障する

- 自分に合ったペースで学べる環境を保障する
- 友達と比べない、個人のがんばりを評価する

■自分に合った学び方を知る

- 誤学習による苦手意識を根付かせない
- 失敗を成功に変える経験を積ませる

■うまくいかないときの対応方法を学ぶ

- わからないことは教えてもらえばよいことを教える
- 失敗しても大丈夫という気持ちを育てる

特性を活かす理解と環境を調整する視点が重要
(弱みを強みでカバーする)

20

事例検討

- (3分) 事例の内容を確認する
- (3分) 指導目標、支援内容等の個人ワーク
- (9分) グループでの意見交換3人程度
- (9分) グループ間の意見交換6人程度

21

将来を見据えた支援

<発達段階に応じて>

- ・学習上又は生活上の困難の改善・克服のための支援

<その先にある課題に注目した取組>

- ・代替手段・合理的配慮の提供に関する検討
- ・自分の状況を周囲へ説明、合理的配慮の意思の表明、対話スキルの向上
- ・主体性と依存とのバランス
- ・二次的な障害の予防・低減に向けた支援

子供と学校（教員）を同様に考えると…

23

特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（2018）

第3章 自立活動の意義と指導の基本

I 自立活動の意義 (I)自立活動とは

- ・障害のある児童生徒は、その障害によって、各教科等において育まれる資質・能力の育成につまずきなどが生じやすい。そのため、個々の実態把握によって導かれる「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

22

III. 二次的な障害の予防・低減のための支援

二次的な障害への予防的な関わりとして 学校教育に期待される3つの視点

「学びへのアクセス」
を整える



「自己理解」を促す
関わり



「信頼感」を育む
関わり



国立特別支援教育総合研究所 ウェブサイト

研究成果報告書



リーフレット



25

二次的な障害への予防的な関わりとして 学校教育に期待される3つの視点

～ 信頼感を育む関わり ～

安定した対人関係や困ったときに人に頼る際に必要となる
気持ちや感情を育むこと

<通級による指導>

- ・「安心感」が確保できる
- ・障害の特性や教育的ニーズを踏まえた指導ができる
- ・「受容的・肯定的に対応すること」や「話を聞くこと」とおして、安心感を与えたり、支援的に関わったりすることが大切にされている
- ・大人が肯定的な姿勢で子どもに向かい、しっかり話を聞くといった経験の積み重ねができる

27

二次的な障害への予防的な関わりとして 学校教育に期待される3つの視点

～ 学びへのアクセス ～

通常の学級での学習活動への参加をスムーズにし、障害による障壁をなくし、子供の能力を最大限発揮できる状況を創り出す

～ 自己理解を促す ～

なりたい自分を出発点に、成功体験による自信の獲得や自己肯定感を軸として自分の良さや課題となる点への気付きの促し、このために必要な対応を検討すること

26

生徒指導提要 第3節 青年期の心理と発達（平成22年3月）

2 発達障害と思春期

(3) 自己理解の難しさ

発達障害のある児童生徒は、思春期になると多くの場合、学習活動などにおいて皆と同じように取り組めない経験の積み重ねから、自分に苦手な分野があることや他の児童生徒との違いに気付いてきます。対応の難しい場面で自分なりの試行錯誤を繰り返したり、他者からの助言を受け入れたりしながら、苦手なことに対する解決方法や対処の仕方などを身に付けていきます。また、そうしなければならないことを本人なりに理解するようになります。

28

発達障害のある児童生徒が将来に向けてこれから自分の生き方を考えていく上で、発達障害としての特性を把握し、障害を個性として受け止め、自己理解を図ることが重要です。そして、身近で生活している人たちにとって、本人の障害受容をどう手伝うかが問題になってきます。

しかし、本人にとっては、それらの難しさが障害に起因するものと認めることには大きなハードルがあります。発達障害に対する社会の受け止め、理解が十分ではない現状では、障害という言葉は非常に重いもので、傷つき、悩み、不安感が高まります。障害の受容を進めることができ、必ずしも社会への適応の早道ではなく、本人の自己理解の段階によっては苦しむことになるということを、周囲の者が十分に理解しておくことが重要です。

29

少し時間かけて、障害特性を個性として受け止めることから、得意な面は伸ばし、苦手な面は工夫して取り組める努力をしていくことに目を向け、心の面も含めて対応していくことが大切です。

生徒指導提要



H 22. 3

生徒指導提要
(改訂版)



R 4. 12

文部科学省 ウェブサイト

30

多様な教育的ニーズのある子供への指導・支援の充実に向けて

<全体への支援>

- ・自立と社会参加
- ・「教育む」と「育ちを支える」
- ・「揃える」と「違っていい」、「委ねる」と「規律」
- ・担当者の熱量調整

<個への支援>

- ・困難さの背景を考える
⇒ 「個の特性」と「集団での学びの困難さ」の把握
⇒ 学習活動の一部に困難さを有するという辛さ
⇒ 個々(子供、教員)の特性の違いへの注目
- ・本人のなりたい姿を支援する：子供との対話
- ・自己理解、自己肯定感、自己選択、自己決定…

31

関係機関との連携のために

- ・連携は、「役割分担」と「協働」
コンサルテーション、コラボレーション、熱量調整
- ・連携の対象は？
担任、特別支援教育コーディネーター、管理職、教育委員会
- ・連携相手が大切にしていることは?
※「集団から個への支援」と「個から集団への支援」の視点
- ・用語の意味や使い方が違う
※個別の教育支援計画、保護者支援、ICFと自立活動、
- ・教員の理解 ⇒ 教育公務員としての教師、援助希求
- ・学校と企業の合理的配慮の提供の捉え方の違い

32

発達障害教育推進センター (<http://cpedd.nise.go.jp/>)

発達障害リーフletsを作成しました

発達障害リーフletsは、発達障害の特徴や支援方法などを分かりやすく説明するための情報提供用紙です。各面では、発達障害の特徴や支援方法を理解するための基礎知識から、具体的な支援事例や実践的なアドバイスまで、幅広く網羅しています。

発達障害リーフletsは、発達障害の特徴や支援方法を理解するための基礎知識から、具体的な支援事例や実践的なアドバイスまで、幅広く網羅しています。

発達障害リーフletsは、発達障害の特徴や支援方法を理解するための基礎知識から、具体的な支援事例や実践的なアドバイスまで、幅広く網羅しています。

33

メールマガジン、LINE、X（旧Twitter）のご案内

メールマガジン

LINE

X（旧Twitter）

毎月ご案内。

毎月2～3回ご案内。

随時ご案内。

【主な内容】

- ・特総研からのお知らせ
- ・特総研に関するトピックス記事
- ・研究成果、海外情報の紹介
- ・特別支援教育関連情報

【主な内容】

- ・特総研からのお知らせ

【主な内容】

- ・特総研からのお知らせ



ご清聴ありがとうございました

発達障害ナビポータル (<https://hattatsu.go.jp/>)

ナビポータルサイトのご案内

ナビポータルサイトは、発達障害者と其の家族が安心して「発達障害者」への接点を確立するための情報提供サイトです。発達障害者とその家族が安心して「発達障害者」への接点を確立するための情報提供サイトです。

ナビポータルサイトは、発達障害者とその家族が安心して「発達障害者」への接点を確立するための情報提供サイトです。

ナビポータルサイトは、発達障害者とその家族が安心して「発達障害者」への接点を確立するための情報提供サイトです。

ナビポータルサイトについて

ナビポータルサイトは、発達障害者とその家族が安心して「発達障害者」への接点を確立するための情報提供サイトです。

ナビポータルサイトは、発達障害者とその家族が安心して「発達障害者」への接点を確立するための情報提供サイトです。

34

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)



現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等

① 校内支援体制の充実

- ⇒ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応



校内委員会の再点検、障害者理解教育の推進

通常の学級でできる支援策を検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討

校内委員会の機能強化

教務主任
通級指導担当
学級担任 等

中心的な役割を担う
特別支援教育コーディネーター

② 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と適用

② 通級による指導の充実

- ⇒ 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
- ⇒ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、自校通級や巡回指導を促進
- ⇒ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- ⇒ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数構造を含めた指導体制等の在り方を検討

通級による指導



※ 障視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

特別支援学校

③ 特別支援学校のセンター的機能の充実

- ⇒ 特別支援教育に関する専門的な知識や経験等を有する特別支援学校からの小中高等学校への支援を充実



特別支援学校のセンター的機能の充実

④ インクルーシブな学校運営モデルの創設 ～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- ⇒ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を実践的に進める学校運営モデルとして支援
- ⇒ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



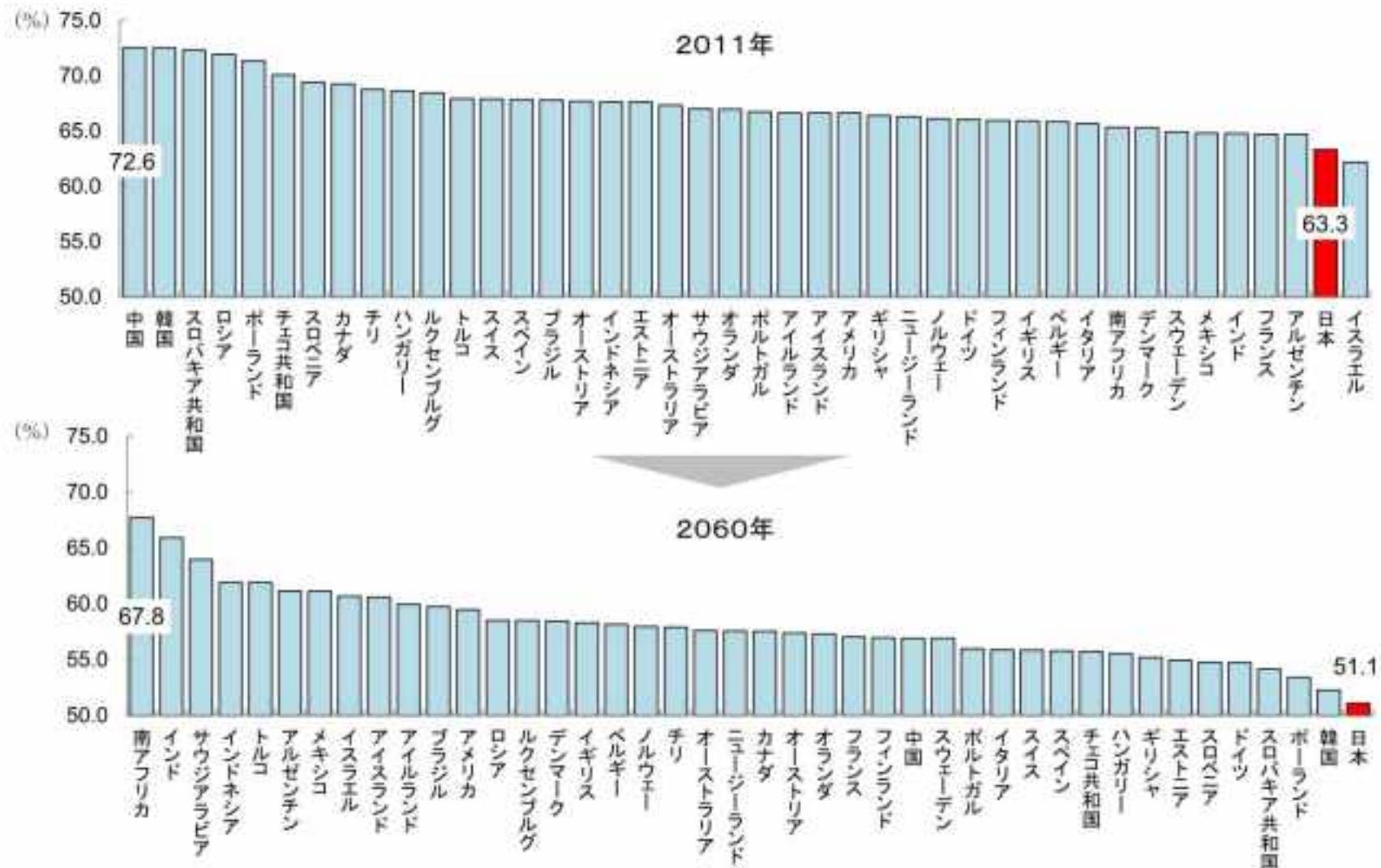
小中高等学校 ←→ 特別支援学校

柔軟な教育課程・指導体制

- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフィローアップを実施。

OECD加盟国の生産年齢人口の将来予測

- ◆ OECDの予測では、2060年には日本の生産年齢人口が51.1%にまで減少し、OECD加盟国中最下位になる。



【出典】OECD「Looking to 2060 : Long-term global growth prospects」をもとに作成

引用：教育課程企画特別部会 資料Ⅰ－Ⅰ（令和7年4月10）

柔軟な教育課程編成の促進について～各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供の包摂～

現行の教育課程の主な特例

- 教育課程の編成は、学校教育法施行規則に示す総授業時数及び各教科等の時数、学習指導要領に示す各教科等の目標・内容に基づく必要
- しかし、①学校として編成する教育課程の特例、②個々の児童生徒に着目した教育課程の特例、③学級として編成する教育課程の特例が適用される場合はこの限りではない。本日はこのうち、②の更なる拡充の適否（不登校、特異な才能、日本語指導）について御議論いただく

2



個々の児童生徒に着目した教育課程の特例



※参考資料1

日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程 (学校教育法施行規則第13条第1項第1号の2、第13条第1項第3号)

- 日本語に通じない児童生徒を対象とし、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようにするための指導を実施する
- 学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる
- 校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる

障害のある児童生徒に対する通級による指導における特別の教育課程 (学校教育法施行規則第13条第1項第3号)

- 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、の児童生徒を対象とし、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導を実施する
- 学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる
- 校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる

学齢を超過した者に対する特別の教育課程 (後期中学) (学校教育法施行規則第13条第1項第3号)

- 学齢を超過した者を対象とし、対象者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつて必要な内容の指導を実施する
- 学習指導要領を踏まえ、必要な時数・指導内容を校長が判断する



通常の学校

教科A

教科B

その他教科等

1015年問題



3

学級として編成する教育課程の特例

特別支援学校

○特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れるとともに、個々の児童生徒の障害の程度等を考慮の上、実態に応じた特別の教育課程を編成。
(学校教育法施行規則第138条)

※特別支援教育については別途検討

【参考資料1】

主な教育課程上の特例

	日本語指導	学齢超過者	通級指導	学びの多様化学校 (学校指定)
学校種	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校、特別支援学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校（小学部・中学部）	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中教教育学校
対象者	日本語に通じない児童生徒	学齢を超過した者	言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒	学校生活への適応が困難であるため、相当の期間学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒
指導内容	<input type="checkbox"/> 日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことを目的とする指導 <input type="checkbox"/> 学習到達度に応じた適切な内容 <input type="checkbox"/> 必ずしも学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし	<input type="checkbox"/> 対象者の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要な内容 <input type="checkbox"/> 学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし	<input type="checkbox"/> 障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導 <input type="checkbox"/> 必ずしも学習指導要領の内容を全て取扱う必要なし	<input type="checkbox"/> 児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施 <input type="checkbox"/> 原則、教育内容の削減は好ましくないが、特別の事情がある場合には、削減を行うことができる
教育課程の取扱	学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。	—	学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる	原則、授業時数の削減は好ましくないが、特別の事情がある場合には、授業時数や総授業時数の削減を行うことが可能
時数の取扱	<input type="checkbox"/> 小・中学校 通級と合わせて、年間10単位時間～280単位時間 <input type="checkbox"/> 高校 通級とあわせて21単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数に加えることが可能	必要となる授業時数を適切に確保する	<input type="checkbox"/> 小・中学校 日本語指導と合わせて年間10/35単位時間～280単位時間 <input type="checkbox"/> 高校 日本語指導とあわせて年間7単位を超えない範囲で卒業に必要な単位数に加えることが可能	
場所	校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる。	在籍する学校	校長は、他の学校で受けた授業を在学する学校において受けた授業とみなすことができる。	在籍する学校
個別の計画	法令上の個別の教育支援計画の作成義務はないが、個別の指導計画を作成することを努力義務としている。	—	法令上の個別の教育支援計画の作成義務があるとともに、個別の指導計画を作成することとしている。	—
学習評価	特別の指導については、個別の指導計画で目標を立て、その目標に照らして評価。	—	特別の指導については、個別の指導計画も踏まえ、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記入。	—

引用：教育課程企画特別部会 資料Ⅰ－Ⅰ（令和7年4月10）

柔軟な教育課程編成の促進について～各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供の包摂～

学びの在り方等に関する子供への意見聴取（結果の概要）

令和7年5月12日
教育課程企画特別部会
参考資料3-1

こども基本法の趣旨も踏まえ、これから社会を担う子供たちの思いや願いを学習指導要領の検討に活かしていく観点から、こども家庭庁の「こども若者★いけんぶらす」の枠組を活用し、今後の学校での学びの在り方等について子供の意見聴取を実施。（対象：小学校1年生～高校3年生年代、時期：令和7年1～2月）

テーマ「みんなが願う人生や社会にするために、学校でどんな学びが大切ですか？」

1 将来の自分、未来の社会について

1-1. 将来（大きくなったら）、どんな自分（大人）になりたいですか？

- ・自立した生活
- ・スポーツ選手
- ・好きなことができる生活
- ・政治家
- ・学校の先生
- ・人の役に立つ仕事
- ・医療従事者
- ・やさしい人・明るい人

1-2. 将来（大きくなったら）、どんなことができるようになりたいですか？

- ・人に寄り添えるようになりたい
- ・自分で考えて行動できるようになりたい
- ・意見を発信できるようになりたい
- ・知識やスキル、語学を身に付けたい

1-3. 未来のつくり手として、どんな社会をつくりたいですか？

- ・平等な社会・差別のない社会
- ・平和な社会・安心安全な社会
- ・社会問題が解決した社会
- ・自己実現できる社会・将来に希望を持てる社会

1-4. 思い描く未来の社会をつくるために、どんな力をつけたいですか？

- ・判断力、課題解決力
- ・思いややさしさ
- ・主体的に行動する力
- ・実体験や経験
- ・意見を伝える力
- ・コミュニケーション力

2 学校の授業や教科書について

2-1. ワクワクした授業やその理由は何ですか？

- ・学んだことと生活や社会とのつながりを感じる授業
- ・自分の考えを伝える授業
- ・自分で学びを進める授業
- ・友達と一緒に活動する授業
- ・遊びやゲームを取り入れた授業

2-2. がっかりした授業やその理由は何ですか？

- ・一方的な授業
- ・レベルが自分に合わなかった授業
- ・自分で考えることがない授業
- ・先生の教え方にがっかりした授業

2-3. 自分の力をつけていくために、どんな授業がよいと思いますか？

- ・主体となって考える授業
- ・自分のペースに合った授業
- ・学んだことと社会がつながる授業
- ・デジタル端末を活用した授業

2-4. 教科書のどんなページが好きですか？

- ・興味持てるページ
- ・実践できるページ
- ・新しいことを知ることができるページ
- ・絵や写真が多いページ

2-5. 教科書の中で「わかりにくい」「学びにくい」と思うところはありますか？

- ・ポイントがまとまっていない
- ・分量が多い
- ・自分たちで考える余白がない
- ・説明・解答が足りない

2-6. どんな教科書になるといいと思いますか？

- ・ポイントがまとめられている
- ・興味がわくコンテンツがある
- ・分量・重さ・材質がちょうどよい
- ・デジタル技術を活用している

3 先生からの評価・成績について

3-1. 先生からどんなときにどんなことを言われるとやる気が出ますか？

- ・励ましや寄り添う言葉
- ・ほめる言葉
- ・アドバイスやヒント
- ・サポート・授業についてこられているかの確認
- ・自主性を尊重する姿勢
- ・自分を見てくれる姿勢

3-2. やる気が出るには、どんな成績のつけ方がいいと思いますか？

- ・評価の場面を工夫する
- ・評価の基準を明確に示す
- ・教科に応じて柔軟に評価する
- ・自分の成長が見えるようにする
- ・成績の丁寧なフィードバック
- ・数値に限らない評価やアドバイス

「いけんのまとめ」
「報告資料」は
こちらから



自立活動の内容

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること (5)健康状態の維持・改善に関すること
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関すること。 (2)感覚や認知の特性への対応に関すること。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3)日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4)身体の移動能力に関すること。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。

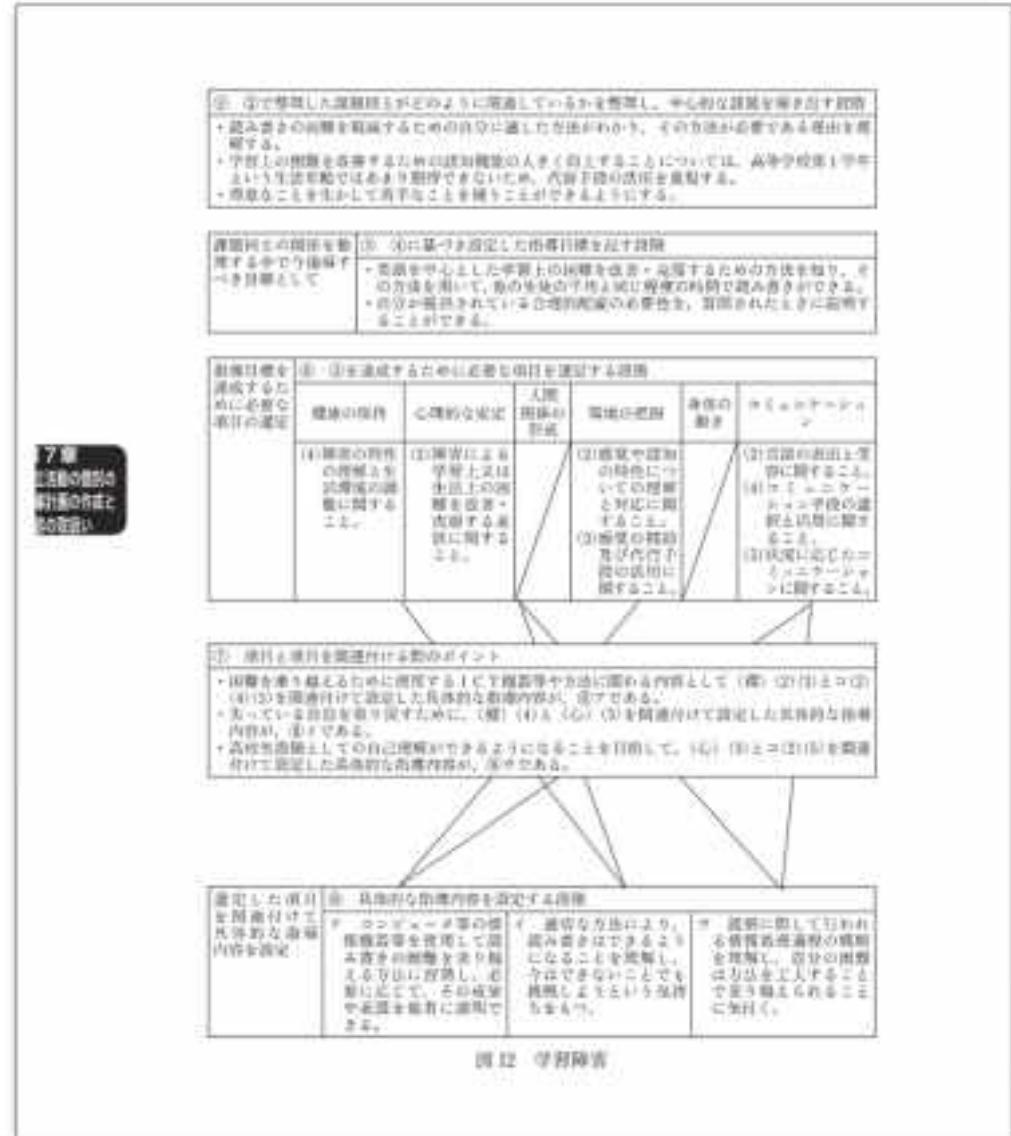
指導目標と指導内容の検討

学校・学年	小学校・第3学年
障害の種類・程度や状態等	注意欠陥多動性障害衝動性等により学級のルール等を守ることが苦手である。
事例の概要	集団の中における感情や行動を自分でコントロールする力を高めるための指導

① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集
<ul style="list-style-type: none">・学級のルール等について、内容は理解しているものの実際の場面になると、自分がしたいことを優先してしまう場合が多い。・教科学習の理解はよく、習得も速いが、出し抜けに答えたり、友達に伝えたりしてしまう。また、テストでは解答欄を間違えるなどのうっかりミスが多い。・昆虫など小動物が好きで、校庭で見つけると捕まえてくるが、突然、友達の目の前に突き付けて驚かせる。・遊びやゲームなどを面白くする工夫やルールを提案することが得意だが、唐突にルールを変えようとする傾向がある。・人や物にぶつかることが多いが、ぶつかったことに気付かないためにけんかになることがある。・体を動かすことは好きだが、球技など道具を操作する活動が苦手で、ゲームの途中で投げ出してしまうことがある。・約束や決まりを聞いて覚えるより、必要事項を紙面で見ながら説明を聞く方が理解しやすいようである。・突発的な発言で友達を泣かせたことを指摘されてもなかなか謝ることができないことが多いが、落ち着いてから話すと「泣かせたのは僕が悪かったかもしれない」と言う。・最近、失敗した後に「なぜ、うまくいかないのだろう」と失敗した自分を責めるような場面が見られる。・1枚のプリントに数多くの問題があるとすぐに投げ出そうとするが、細かく区切って提示すると最後まで解くことができた。・役割を与えられたり、取組を認められたりすると熱心に活動する。

短期目標（学期）	・
	・
	・
長期目標（年間）	・
	・
	・
支援内容（通級による指導）	
支援内容（通常の学級）	
二次的な障害の予防的な支援	

個別の指導計画の作成



四三